

放送法施行規則の一部を改正する省令 新旧対照表

○放送法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十号）

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
附則	附則
（施行期日）	
1 この規則は、公布の日から施行する。	この規則は、公布の日から施行する。
（財務諸表の様式の特例）	
2 平成二十七年 度 から平成三十二年 度 までの間における別表第三号の規定の適用については、同表中	【新設】
未払消費税等	
△△△△△	
未払消費税等 東京オリンピック・パラ リンピック関連費用引当金	
△△	
「 国際催事放送権利引当金 」	
△△△△△	
国際催事放送権利引当金 東京オリンピック・パラ リンピック関連費用引当金	
△△ 「備考1 この表において、「国際催事放送権利引当金」とはスポーツ大会等 会等国際的な催事に関する放送権利のための引当金をいう。」△△△△△	
「備考1 この表において、「国際催事放送権利引当金」とはスポーツ大会等 備考1の2 この表において、「東京オリンピック・パラリンピック関連費 国際的な催事に関する放送権利のための引当金をいう。 用引当金」とは平成三十二年に開催される東京オリンピック競技大会及び東 京パラリンピック競技大会に関する放送に要する費用（放送権利を除く。）の	

「ア」
ための引当金をいう。」

「 受 信 料 前 受 金 」

アの増減額

東京オリンピック・パラリンピック
関連費用引当金
受 信 料 前 受 金

ア」

「 国 際 催 事 放 送 権 料 引 当 金 」

アの増減額

国 際 催 事 放 送 権 料 引 当 金
東京オリンピック・パラリンピック
関連費用引当金

ア」 「国際催事放送権料引当金の増減額」 アの増減額
「国際催事放送権料引当金の増減額」 アの増減額

「国際催事放送権料引当金の増減額」 アの増減額

「国際催事放送権料引当金の増減額」 アの増減額